

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い（案）」への意見

質問 について

意見	理由
同意できません	<p>そもそも市場性の価値がある有価証券を、公正妥当な価格で購入している取引であるため、その付与権利者が従業員であったとしても、従業員の報酬としての性格とは言いがたい。その後のキャピタルゲインは、市場価格によるものであり、会社の報酬付与とは言いがたい。あまりに報酬と市場取引を混在にするような会計基準は投資家に誤解を招きやすい。もし必要性があるなら、注記だけで十分である。</p> <p>確定権利付のストック・オプションは、従業員や役員にとって、純然たる投資であり、利益がある場合、逆のケースも出てくる。会計基準第2項(4)に定める報酬に該当するわけではない。</p>

質問 について

同意できません	有償と無償のオプションを明確に区分し、その違いを明確にすべきと思います。あくまでも有償の場合は、投資行為と理解するほうが理論的妥当であると思います。
---------	--

質問 について

同意できません	有償であることから、従業員でも他の外部者であっても同様のものと取り扱うことが正当な取扱いである。無償のストックストックオプションと明確に区別する必要がある。有償である事はあくまでも投資行為と変わらないと考えるのが妥当と判断する。
---------	--

質問 について

同意できません	基本的にこの適用について同意は出来ません。仮に適用した場合は、企業の経理部門の混乱がないような処置を望みます。
---------	---

質問 その他意見・質問について

	<p>後に発行されている「権利確定条件付き有償新株予約権」をストックオプションと同様の判断をするのは、それぞれの制度の特性を十分吟味せず、類似商品を同様の処置に押し込んだとしか判断できません。</p> <p>また、このような会計処理において、企業の損益に影響を及ぼし、本来の企業収益力を投資家に判断させるための財務諸表が、複雑かつ企業収益本来のものと混在しています。そのことで、通常注意を払うべき投資家の理解が誤る可能性が生じる結果となる。本来企業収益と株式等における費用とを区別したり、注記したりで投資家に情報を与えるほうが妥当と考える。</p>
--	--